

## 鳩間島留学制度実施要綱

### (目的)

第1条 鳩間島留学制度(以下「留学制度」という。)は、鳩間小中学校に留学を希望する児童生徒(以下「児童生徒」という。)に対し、地域関係者の協力を得て留学の受入れを実施し、鳩間島における豊かな自然環境と地域の人々との触れ合いを通して、心身共に健康な児童生徒の育成を図り、併せて、学校や地域の活性化を図ることを目的とする。

### (育成方針)

第2条 留学制度における児童生徒の育成方針を次のとおりとする。

- (1) 豊かな自然の中で、児童生徒の人間力を育む。
- (2) 親元を離れた生活の中で、児童生徒の自立力と自律力を育む。
- (3) 仲間との共同生活の中で、児童生徒の自主性と協働性を育む。
- (4) 離島という環境の中で、児童生徒の創意工夫する力を育む。

### (募集基準)

第3条 留学制度の応募基準は、次のとおりとする。

- (1) 留学制度の目的及び育成方針を理解し、鳩間小中学校に転入を希望する健康な児童生徒、小学校4年生から中学校3年生までの8名の児童生徒
- (2) 鳩間島の環境、伝統等を理解し、鳩間島に第二のふるさとを求める児童生徒
- (3) 留学施設留学(鳩間島留学施設に転居し留学を行う。)

2 留学までのスケジュールは、下記(表)のとおりとする。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 6月以降 | 募集開始                       |
| 6月以降 | 現地視察及び体験(鳩間島)、面接(竹富町教育委員会) |
| 12月  | 留学生決定                      |
| 3月末～ | 諸手続き(転出、転入等)               |
| 4月   | 新年度スタート                    |

### (審査及び決定)

第4条 教育委員会は、留学申請書内容及び面接により、鳩間島留学運営委員会(以下「運営委員会」という。)の意見を聴取した上で、留学の許可を行う。

2 前項の契約期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

### (履行事項)

第5条 留学が決定した児童生徒、保護者は、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 児童生徒は、校区内に住民登録をする。
- (2) 健康保険証を持参する。
- (3) 生活に必要なものは、原則として留学生在が持参する。
- (4) 保護者は、本留学制度を理解すると共に、留学制度運営委員会との連携を密にし、信頼関係に努めなければならない。

(施設留学費用及び寮監費用)

第6条 留学費用及び寮監費用は次のとおりとする。

- (1) 月額7万円とし、前月25日までに教育委員会に納入する。なお、不慮の病気や怪我等により児童が帰省した場合は、20日以上を1か月とみなし、20日未満は日額計算(1日2500円)とする(施設費、生活費、食費、活動費、障害賠償保険費)
- (2) PTA会費、学校教材費、遠足・修学旅行費等の学校活動に要する経費は保護者負担とし、学校の指示に従い学校が指定する口座へ納入すること。
- (3) 医療費、学用品費、衣料品費、通信費、船舶代等の交通費、その他児童生徒にかかる経費は、保護者負担とし、教育委員会の指示に従って教育委員会が指定する口座へ、預り金を納入すること。なお、留学終了後、預り金に余剰がある場合はその額を還付する。
- (4) 寮監における寮費は、食費及び光熱水費とし、寮居住勤務者を2万円、寮居住外勤務者を5千円とする。

(事故発生時の処置)

第7条 児童・生徒に、病気又は何らかの事故が発生した時の対応は、次のとおりとする。

- (1) 施設の寮監は実情に応じ適切な処置をとること。
- (2) 施設の寮監は、速やかに保護者及び教育委員会に連絡し、指示を受けること。

(留学生の帰省)

第8条 長期休業または、児童生徒自身の事情により長期欠席する場合は帰省するものとし、実家までの往復は、保護者及び保護者が依頼する付添え成人責任者が同伴の下、行うものとする。

(留学生の外出及び外泊)

第9条 外出及び外泊する場合は事前に届け出を行い、保護者及び保護者が依頼する付添え成人責任者同伴の下、行うものとする。

(解約)

第10条 次の事項に該当する場合は、運営委員会の意見を徴収した上で、留学契約を解約することができる。

- (1) 児童生徒自身が、留学を希望しなくなったとき。
- (2) 児童生徒の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき。
- (3) 留学費用等の納入を怠ったとき。
- (4) 児童生徒が病気や事故等により、長期間就学が困難であると判断されたとき。
- (5) 家庭の事情等で解約希望が生じたとき。
- (6) 申込書若しくは契約書等に虚偽があるとき又は契約違反が生じたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの外は、運営委員会の意見を聴取して、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月27日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。